

第17回 文京区景観審議会会議録

日時：平成19年2月6日（火）

午後6：30～8：28

場所：文京シビックセンター

24階区議会第1委員会室

文京区都市計画部計画調整課

○小野幹事 それでは、お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから第17回文京区景観審議会を開会させていただきます。

本日は、遅い時間に本審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は事務局を担当しております計画調整課長の小野でございます。よろしくお願いいたします。

本日の議題は元町公園に関する検討結果についてでございます。

次に、委員の出欠状況でございますが、西郷委員、若井委員、元田委員が欠席でございます。また、元町公園に関します職務を担当しております神野特命担当課長が幹事として出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、発言の際はマイクをご使用いただきたいと思います。本日の会議は8時を目途に終了したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

これからの進行は、西村会長にお願いすることといたします。会長、よろしくお願いいたします。

○西村会長 それでは、遅い時間、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

前回、懸案になっておりました元町公園のことに關して宿題も出ておって、それに関して資料もつけていただいておりますので、まずは資料の説明をしていただきまして、それから議論をしたいと思ひます。

それでは、事務局、お願いいたします。

○小野幹事 資料の説明をさせていただきますが、その前に、前回、この会議の位置づけということでお話がございましたので、それについて、こちらのご説明をさせていただきますと思います。今回の元町公園に関します区の検討結果を景観審議会に報告をして、ご意見をお聞きするというこの位置づけは、景観条例に基づかない任意のものということでございます。都市計画審議会会長から、区の検討結果について景観審議会の意見を聞くべきではないかという考えが示されておまして、それに基づいて私ども事務局でご報告をし、ご意見をお聞きするというような形になっております。

他の審議会からの要請を受けまして景観審議会で審議をするということについては、条例に規定はされておられません。ですから、そういったことで手続上は任意のものという位置づけになります。したがって、都市計画審議会との関係で、景観審議会において検討をお願いしたいというのは、きょうの議題になっております区の検討結果につ

いてということになります。検討結果以外についての元町公園に関する議論につきましては、都市計画審議会の関係とは切り離れた形でお願いしたいと考えております。

それでは、本日、提出しております資料について……。

○島元委員 会長さん。

○西村会長 はい。どうぞ。

○島元委員 今、資料の提供という形で、会長さんから事務局のほうに、資料の提供という部分が出てきているようではございますけれども、前回の景観審議会との継続性という点では、今の事務局の説明だと、事務局はとりあえずこれだけの資料は出しますというのでこの資料を出しましたと。私どもができることならというので幾つも資料の提供をお願いしましたけれども、そういうものについての扱いというのは、会長さんにご相談いただいて順次出てくるということになるのか、それとも、これはこれだけですよ、任意だから、言うだけ言ってくださいという話になるのか、その辺のところはどうなりますか。

○西村会長 はい。どうぞ。

○小野幹事 ただいま申し上げましたように、まず、検討をお願いしたいのは、区の検討結果についてご議論をいただきたいということでございまして、それについての本日提出しております資料は、議論のための参考資料になる、それで議論いただけると判断しております。

○島元委員 ちょっといいですか。そうすると、議論の結果について、事務局はどういう扱いにするんですか。結果については議論いたしますよね。皆さん、そのつもりでこの間から言っておられますから、その結果は、ご意見が出ましたという形の反映その他があるんですか。それとも扱いというのはどういう形になるのでしょうか。

○西村会長 どうぞ。

○小野幹事 都市計画審議会の会長が景観審議会の意見も聞くべきではないかと意見を示されている。それは事実としてそういうことがあるということです。都市計画審議会の会長が他の審議会に対して意見を言いなさいとか、そういう権限はございません。あくまでもそれぞれの審議会は独立しているということでございます。

そういう事実があるということ踏まえて、皆さんから、もし区の検討結果についてご意見をいただいて、それを次の都計審に報告してもらいたいというご意向でまとまるのであれば、私どものほうで報告する。極端な言い方ですが、ここで議論をして、それは都計審に報告する必要がないというような結論にもしなれば、それは報告しない。そ

ういう形になります。

○島元委員 結論はどなたが出すんですか。この会の結論が出たら、そういう報告をする。事務局がそういう判断をしたら、するということなんですか。

○小野幹事 結論というのは何の結論でしょうか。

○島元委員 いや、今あなたがおっしゃった結論というのは。

○小野幹事 私、結論と言いましたか、今。

○島元委員 言った。

○小野幹事 ごめんなさい。その検討結果について、結論というのはちょっと訂正させていただきます。結論ではないですね。その検討結果について、それぞれの委員の方からご意見をいただきますね。例えばこれが景観審議会としての意見ですと一つにまとまって、それをあえて結論という言い方をするとすれば、それを都市計画審議会にぜひ報告してほしいということであれば、それは報告する。もし皆さんがそれぞれご意見を述べて、一つにまとまるということには至らなかったということであっても、その状況を都市計画審議会に報告してもらいたいということであれば、その状況を報告するということでございます。

○島元委員 例えば文京区の重大な政治的な政策決定をする場で都市計画審議会の存在というのは確かにありますね、実際には。それは単なる我々が好き嫌いの判断ではできない問題として、そういう自体が起こり得るのがあります。ですから、第1回、第2回にわたって、都計審のところでは継続審議を通じて慎重な扱いをなさっているのはわかります、実際には。

しかし、そこで議論されている中身の、情報で公開された部分を読んでも、そうはいいながらも、実際に今度の都市計画審議会の中で都市計に集まっておられる学経も、その他の皆さんも、みずからの判断だけではなかなか越え切れない、そういう専門性の問題があって、そういう方々の意見もぜひ聞きたいものだということの結論ですね、実際には。ですから、それは、文京区の附属機関としては景観審議会があったり、文化財保護審議会があったりして、そこでそれぞれの専門家の意見が聞けるような状況というのはぜひ出していただいて聞きたいものだという状況が都計審の一つの会長さんのまとめとして、我々のほうにもこういう機会が与えられてきているんだと思うんです。

それは前回の審議会のときの会長さんのまとめの中にその言葉があったわけで、我々も重要な課題の審議であるだけに、ある意味では先駆的な審議の機会が得られるんだと。

言葉は正確かどうかわかりませんが、そういう意味のご発言もあったわけで、そのための議論をしていただくということなんです、実際には。僕らとしてはやりたいと思っています。その中で必要な皆さんがお持ちの資料、材料というのは順次出していただいて、そういうものの積み重ねの中で、より景観審議会として到達するような、一致点が出るような資料、そういう援助をぜひ事務局としてはしていただきたいと思っているわけです。

今、事務局のお話だと、どうぞご議論をいただきたいと思います。まとまったらまとまってもよし、まとまらなければまとまらなかったでもよし、会長さんのご配慮で報告しなくてもよしというような話は、どうも今度の元町の問題についての都市計画公園変更に関する都計審にかけてまできちんと審議してもらいたいというものの重さの意味合いとちょっと違うんじゃないですか、言われている中身が。そこのあたりをどうしても直してもらいたいんです。そうでなければ、せっかく皆さんが最新の情報も含めて議論をしたいと思っている。ほんとうに文京区がつくる文化的な景観とは一体何なのかということをおんとうに議論したいと思っている。そういうものになかなか到達し切れないんじゃないかと思って、僕は心配しているんですけれども、いかがでしょうか。

○西村会長 ご心配はもっともですけれども、議論の中で、どうしてもこの資料がないと議論が進まないということであれば、その段階でその資料を求めていただくということにしたらどうでしょうか。今の段階で、入り口の段階で、そこで議論をされると、せっかくここにわざわざ時間でお集まりになって景観の問題を議論しようという方になかなかその機会が与えられないので、それも非常に問題だと思いますので。

○島元委員 では、どうぞご審議をしてください

○西村会長 それでは……。どうぞ。

○田中委員 もう一つ。前回、非常に忙しかったものですから、欠席の齋藤先生から、先生の意見を述べられた、開陳されたものが出ておりました。「元町公園に係る都市計画変更について」というもので、よくよく……。

○西村会長 その問題は、齋藤先生が来られてますから、ご本人から発言してもらいますけれども、それでいいですか。

○田中委員 いいですか。私は資料としてどのような扱い、今回は、欠席の方から意見が出ているとか、そういうものはないわけですね。そういうときの場合の資料の扱いはどうなさるのかということをおんとう伺いたかった。

○西村会長 どうですか。

○小野幹事 条例でこの審議会の運営規定が定めてられておまして、まず、審議会は委員の2分の1以上の出席で開くということで、その出席議員の過半数をもって決するという事になっています、議事を。ですから、そういうことからして、審議会は出席した委員のご判断で決めていくという仕組みになってございます。そういう運営の仕方になっているということでございます。ただ、欠席をされた方でも、ご意見があるということで席上配付をされたということですから、それは事務局としても資料として扱っていて、それは2階の情報センターの情報コーナーのところに置いてございます。

ただし、あとホームページということがあるんですが、ホームページに、もしこれ丸々、前回出された資料というのは結構長文だったと思うんですが、お一人の欠席された方の長文を延々と載せるということは、議事録で、出席された委員の方のご発言が限られた時間の中で記録されているわけですが、それを圧倒的にしのぐような量で、結局、ホームページに載るような形になってしまう。それは先ほど申し上げましたように、審議会の前提が出席した委員の方で議事進行を諮っていくという前提からすると、ホームページはだれでも気軽に見られるということもあって著しくバランスを欠くのではないかと、私どもではホームページには掲載しない。ただし、2階の情報コーナーには一緒に置いておくという扱いをさせていただくことにいたしました。

○西村会長 やや微妙な扱いですね。

○田中委員 一つだけ。では、長さがそれなりのバランスを保っていて、短く要点的にまとめてあればアップしていただけるという。今のご発言だったらそのように解釈してよろしいでしょうか。

○小野幹事 その辺、突き詰めていくと、幾らまでならいいのか、みたいな話になってくるんですが、原則は、出席した委員の方でこの審議会を進めていただくというのがまず条例で大原則としてあるわけでございます。ですから、そこはまず押さえていただきたいと思うんです。それを押さえた上で、欠席された方から提出された資料についても無視するような形じゃない形で扱っていくということは心がけていきたい。まず出席された方で審議をしていただくというのが大原則というのは押さえていただきたいと思いません。

○西村会長 いずれにしても、きょう、齋藤先生にかなりしっかりとご発表していただけますので、その分は着実に議事録に載りますから、そういう形で進めたいと思います。

これも議論すると長くなりそうですけど、中身の議論になるべく早く入りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○小野幹事 では、説明を続けさせていただきます。本日、提出いたしました資料でございますが、まず元町公園の都市計画変更の経緯ということで、左側に番号を1番から20番という形で振ってございます。この内容につきましては、また読んでいただくということになります。その内容は、区の方針の決定でありますとか、議会への報告でありますとか、それから地元への説明、都市計画の手続といった内容を順次、時系列で記載しているものでございます。

それから、元町公園の現況調査報告書の概要でございます。これは前回、田中委員からもご指摘がございまして、その場で一部、1ページだけコピーしてお渡ししたのがありますが、本日お配りした13ページにその部分が載ってございまして、「元町公園の景観特性」という表題のところ、それで6番にまとめというところ、この部分を前回、コピーさせていただいたということでございます。

本日お配りしている資料につきましては、報告書の文章の部分についてはすべてこれで網羅されているということでございます。

それから、最後に、イメージの写真でございます。前回、区の検討結果には、平面的な絵は出していたわけですが、立体的なものがついていないということで、やはり議論する上で何か参考になるようなものが必要ではないかということで、当然、建物はまだ確定してございません。ですから、どういう形態になるかというのはまだ決まっていないわけですが、ただ、イメージとしてこんな形で伸びてくるのではないかと、あくまでも周りとの関係をつかんでいただけるためのイメージの写真ということでつくったものでございます。ご参考にしていただければと思います。

資料の説明は簡単ですが、以上でございます。

○西村会長 前回の配付した資料と、きょう持ってきていただくということで建築計画についてのA3の3枚物の資料と、それから齋藤先生が出された意見のA4のペーパーですね。それが全体になるわけですね。

ここから議論に入っちゃっていいんですか。

それでは、以上が事務局からの説明のようなので、齋藤先生の意見書から口火を切っていただきましょうか、ありますから。どうぞ、それでは。

○齋藤委員 お時間をいただきありがとうございます。きょうのお話の中で、基本的な

ことについては前半のところでもやりとりがありましたので、時間を省略するために論点だけ申し上げます。気になるのは、先ほどこれがどう扱われるのかということがありましたけれども、では、例えばきょうの話だけで終わるのか。一体どのぐらいまで景観審議会はこの議論を続けていいのかという問題があるわけです。きょうで大体話が出てしまったら、これは終わりますというつもりで話すのと、それで一時間半でいいのかという問題もありますけれども、何回かやりますということであれば、またいろいろな資料をお願いする準備もできますので、その辺をちょっと確認したいということが一つあります。それが書いてございます。

それと、審議するにしても、例えばこの程度の資料でみんなで思っていることを意見交換会するというにどれだけの意味があるのかというのがよくわからん。つまり、模型をつくって、こんなふうになるんだということを全体で確認したり、そのことを受けて、現場に行ったりして、都市計画審議会とは違った方法で、もっと突っ込んだ検討方法をやらないと、結局、いろいろな人が意見を言って、まとまりませんでしたということ。という意味で、都市計画審議会と同じことを繰り返すことになるわけですね。それだと検討する意味がないのではないかと思います。その辺の検討方法というんですか、景観果審議会としてどうするかということについて、ご議論いただきたいというのが2点目でございます。

3点目、これはもう皆さんの総意になるのか、会長のご判断になるのか、わかりませんが、例えば意見集約ができなかったといたしましょう。意見集約ができなかったということ例えば都市計画審議会に申し上げますということが決まったとする。あるいは意見集約ができないからこそ、ここはもう少し時間をかけて検討すべきだと都市計画審議会に申し上げるのとは全然意味が違うわけです。その辺も、どういう言い方で都市計画審議会に申し上げるのかということもある程度念頭に置いておかないと、ただ皆さんが自分の思いを語って終わってしまう。それではちょっと効率も悪いし、景観審議会の意味も薄れるのではないかと思いますので、その辺はきちんとねらいを定めて行うべきではないか。そう考えて進めてはいかがか。こういう論点なんです。

その上で具体的に今回の都市計画変更がどのような点で疑問があるのかということは、それはまた時間をいただければ申し上げますけれども、附帯資料としていただきたいのは、この都市計画変更に反対している方々はどれだけいて、それはどういう論点で反対しておるのかということも、我々、一応目を通して、その上でこの論点はどうかと

いうことを議論するということがなければ前進がないと思いますので、そういう資料も次回にはぜひともご用意いただきたいと思います。

以上でございます。

○**西村会長** 手続の話ですけれども、どうですか。

○**小野幹事** 冒頭ちょっと申し上げましたが、都市計画審議会の会長さんがおっしゃっているのは、区の検討結果について意見を聞いたほうがいだろうというお話でございます。区の検討結果というのは前回お示しした、右上に参考資料5と書いてあるA3の横長のものなのですが、これが区の検討結果ということでございます。これについて、できれば先行する形でご議論いただければ、と事務局としては思っております。

それ以降の、模型をつくって、違った方法でやるとか、あと、意見集約ができなかった場合、時間をかけて、また都計審のほうに意見を出すべきではないとか、あとは資料の話ですが、そういったことについては、事務局で言うというよりは、こちらの中で議論していただく内容かなとは思っています。

○**西村会長** そういう主張をしていいということですか。

○**小野幹事** 主張というか、今、ご提案と受けとめましたけども、ここで議論することですよね。ですから、それは事務局でどうこうという話では多分ないのかなと思うんです、その後ろの部分。ですから、最初のきょうだけで終わるのかという部分については、できれば、きょう、A3の区の考え方についてのご議論はある程度まとめる形で、もしご意見があればいただきたいなとは思っております。

○**齋藤委員** ということは、この1時間半足らずの時間の中で、この図面とこれまでの経験を用いて判断しろと、こういうことですか。

○**小野幹事** できればそのようにお願いしたいなとは思いますが。

○**齋藤委員** それについて、私は大変異議があります。

○**西村会長** どうでしょうか。中身の議論に関しては、齋藤先生、今やられますか。それとも、ここだけの議論ではできないということにされますか。どうでしょう。

○**齋藤委員** 中身の議論に入って、段取りの話がどこかへすっ飛んでしまうと、わけがわからなくなってしまうかなという気もいたしますので、ほんとうは段取りの話を決着していただきたいんですけど、もし話せというのであればご説明申し上げますけれども。

○**西村会長** いずれにしても、どういう意見がどういう形で出て、どういう強い意見があったというのは正確に、都市計画審議会にその段階ではご報告しようと私は思っていま

す。皆さんのご反対がなければしたいと思います。おそらくは、意見集約という形にはなかなか難しいかもしれないけれども、少なくともどういう立場でどういう意見があつて、それはどれぐらいのマジョリティーなのかということの説明をする。そしてまた、景観の専門家としてどういう視点でこの問題を考えるべきだと。ということは我々が発言しないと、都市計画審議会の中ではなかなかそういう視点を持っていただけないんじゃないかと思えますから、やると。その結果、どう判断するかは都市計画審議会にかかるわけですが、こういう点が足りないというご指摘が齋藤先生から強く出れば、そういうことも含めて都市計画審議会に報告するということになると思うんです。

ですから、その点も含めてしていただければ構わないんじゃないかと思えます。

○齋藤委員 それでは、お時間をいただきましたので申し上げます。事前にお送りしましたしおりの扱いの中ですけれども、元町公園の意義については皆さんもう重々ご承知だと思いますので、これは省略したいと思います。名だたる近代化政策の中で、歴代のいろいろなエポックでつくられた公園の中で、震災復興の公園としてまともに残っているのはこれしかないということなんです。小公園で見ますと、実はほかの公園はほとんど残っていませんが、ほかの図面を見ますと非常にシンプルになっていて、この元町公園だけが斜面地にあつて、非常に丁寧につくられているところも注目に値するところになってございます。

同時に、これは行政の技術者がつくったということであつて、技術者自身が、行政マンが物を見る目を自分で鍛えながらつくったという意味合いにおいて、今の行政マンにぜひとも心にとどめておきたいという意味であります。

保存の意義です。設計のユニークさについてはここに書いてございますので、ここで申し上げるまでもありませんけれども、要は、公園と小学校を一体化したわけなんですけれども、小学校を特にここではコの字型に開いて、公園のオープンな部分とつなげて使えるようになっている。そこからだんだん傾斜に従って下がってくるということで、この公園だけを、特にこの公園の場合は公園の部分と小学校の部分を切り離して保存云々ということではなくて、一体として再利用していくということを考えるのが一番いいのではないかと、こう考えている次第です。

ですから、この公園と小学校の間に割って入るように、大きな体育館を持ってくるということは、そういうことをやっておいて歴史的な継承だと言っても、ほとんどこれは意味をなさないといいますか、私から言わせれば、歴史的な継承というのはあくまでも

方便、言葉遊びにすぎなくて、ほんとうにこの公園のありようを後世に伝えるという思想には乗っていないと判断するわけですし、その辺から皆さんで考え直してみませんかという提案なんです。そういうことがまず書いてあります。

大体、部分保存とおっしゃいますけれども、実際に残るのは全体の6分の1ぐらいであって、6分の5は変えてしまう。ただ変えるだけじゃなくて、先ほど申し上げたように、巨大なボリュームを小学校と公園の間に位置づけるわけですから、全く本質からひっくり返ってしまうわけですね。そういう点で、その問題をどうするかについて、もっとちゃんと審議するべきだと考えるわけです。

デザインのよしあしについては、建築学会とか、造園学会とか、土木学会からいろいろのご提示もあるでしょうし、西村会長も重々ご承知だと思いますから、あまり申し上げることはありませんけれども、もう一つ、大事なことは、これほどまでに関心が高まっているこの問題について、変わることを前提とした議論が続いているということに不信感を区民は持っているようなんです。ですから、今、P Iが常識化している時代ですから、区民と一緒にこの問題の将来について語り合って、どういう残し方がいいのかということを検討する時間が必要だと思いますので、そういうことを含めて、もしここで、例えば反対であるなんていう強い意見表明が出なかったとしても、検討する時間が欲しいんだということは明確に伝えるべきだと私は考える次第であります。

以上でございます。

○西村会長 ありがとうございます。一つは、小学校と一体として再利用すべきであるので、歴史性の継承ということであれば、そういうこと以外の選択肢はなかなか考えにくいのではないかというお話と、それから決め方に関しても、話し合いの場をきちんと区民と持つべきであるというご意見。ありがとうございます。

ほかに。どうぞ、橋本委員。

○橋本委員 いろんな意見があると思いますが、景観審議会、景観ということもさることながら、よくあそこは、僕もランニングコースでちょっと通ったりするコースですが、大変イメージ的に暗いという感じが昼もありますし、夜もあります。学校のところのフェンスも以前から大変気になっている部分であります。何でと、いろいろな経緯があると思いますが、一体化したものを別に切り離して、じゃ、今言われるように、学校と一体化したものが果たして、これはわからないですね。いろいろな設計、いろいろな問題があると思いますが、今の状況で公園と学校が活着しているかということを見てみると、

決して生きているようには感じないんです。

これはどういう形に持っていったほうがいいのかというのは、いろいろな近所にお住いの方の考え方、いろいろな考えが、これは今のこの説明では全然足りない部分があって、我々もその部分の1割ぐらいしか知らないの、それに対する、逆を言えばこの先の景観ということを考えるなら、共通認識がないと、要するにこれだけで、しかも最後はこんな状態になるものと今とどうかと言われても、どの景観がいいのかという、景観に入る前の問題の、果たしてそうなったからといって、通常考えると、今、暗いのが明るくなるという感じがあって、なおかつ、今、ホームレスの人たちが多いものがどちらかというともうちょっと子供がいろいろ来たりするという形のものになっていくようなのが、今の形を踏襲するのがいいのか、はたまた違う形にしていくのがいいのかというのは、その前のいろいろな議論が共通のコンセンサスを得るものがないと判断しにくい。

最後は、これがいいんですか、ないほうがいいんですかと言われても、それこそ都市計のほうに、その結果、どうですというような答えをするということは大変難しいので、それであれば、行って、何でやる必要があるかといういろいろな問題もありますけれども、あるのであれば、じゃ、どれぐらいのものが建つ予定であるのか、どういう形になるのかというのは、それこそ先ほどの模型じゃないですけども、そういうものでもない判断が大変しにくいのではないかなと。特に景観の問題で言えば、都市計画とは別のものですから、景観がいいのかといったときに、建つものがわからないでは判断しようがないのではないかなと思います。これは意見です。

○西村会長 はい。わかりました。

それでは、島元委員。

○島元委員 私は先ほどの景観の審議をするという意味でも、全く資料不足というか、勉強不足ですから、教えていただくという立場でしか発言できないと思っているんですけども、前回は発言させていただきましたが、今度の元町公園の変更をするという議論のともとのところで、あそこの公園をどういう公園として、だれが見ているのかというところの議論がなかなか定まっていない。特に文京区の理事者のところで定まっていないというのが僕の一番最初の印象なわけです。

この間の議論では歴史性の継承ということは何回も出てくるけれども、文化的な価値、文化財としての価値があるのか、ないのかというところについては、私も傍聴しましたけれども、ついこの間の1月16日の教育委員会の席上で事務局の原口庶務課長が答弁

している理由の真っ先に出てくるんですけれども、その理由がまた、今の国というか、文化庁や東京都の景観を担当している部分などが考えていることと全く違う発想をしているんじゃないかと思わざるを得ないような形で問題提起をしている。

この間、議事録が出ましたから、私、そこのところだけ読ませてもらいますけれども、現在のところという形で、元町公園を区指定文化財として文化財保護審議会に諮問する考えはないと教育委員会で決めたいんだ、というので事務局が提案しているわけです。そのときに、一番最初の理由に、「すなわち元町公園の文化財保護条例第2条にありますその他の名勝地であるとは、区の指定基準及び今まで名勝指定された他の公園からしても該当するとは考えにくい。」と文京区の教育委員会の事務局が決めてご報告しているわけです。

先ほど齋藤先生が言われたみたいに、文化庁はこの間、文化財・名勝の指定というところで、公園の成り立ちのところで3つの公園のつくり方、評価の仕方が新しく文化財保護法が変わる中で決めてきたという状況の中の一つに、大震災後の都市計画の中での公園という点は明確に入ってきているわけです。そういうことを考えたときに、国が既にそういう方向で、元町公園がそのトップに上がってもおかしくないような公園としてきちんと名前が上がってくるようなことに対して、文京区が従前の保護条例やその基準に基づいて該当しないと平気で言って、そのことで、区の教育委員の皆さんにそういうことございますからと一番の理由で、このことが諮問しないこと理由にされるということ自体に、僕は今度の深刻さが一番あると思っています。

だから、この問題について、私はちょっと原口さんに聞いておきたいと思うんですけれども、こういう文京区の条例の決め方、決め事については、国や、特に文化庁なんかの新しい改定の中での基準との関係で全く合致して、それで名勝と言われる公園に当たらないんだという形ではじくことが可能な公園なのかどうなのかということについて、まずはっきりさせる。私たちの文教委員会の議論の中でも、文化財ということについてはなかなか思いが至らないんだと。だから、そういう専門家にいろいろ聞きたいという議論が文京区の中で必要なことまではしているんですけども、その結果として、依然としてそういう発言が出てきていて、それが今、景観審議会の中にも持ち込まれてくるということについては、どうも私は納得がいかないんですけれども、その点についてだけきちんと皆さんの前ではっきりさせて議論をしておかなければ、この景観審議会の中で景観を論ずる一番大事なポイントのところでもまず食い違ってしまう。事務局

の小野さんが言われるような、この提案された内容について検討してもらいたいという検討に値するのかなのかということにまでさかのぼるような話ではないかと思っ
ているので、ぜひその辺出していただきたいと思うんです。

○西村会長 いかがでしょう。どなたでしたか。どうぞ。

○佐藤委員 それでは、教育委員会の文化財担当の所管でございますので、私からお答え
します。今、島元委員がおっしゃったように、文京区には文京区の文化財保護条例がご
ざいます。その中で、名勝なり、あと有形なり無形なりということで、7項目の文化財
の指定という条項がございます。なおかつ、その指定文化財に対しての指定基準がある
ということで、それらの指定基準から考えますとなかなか難しい部分があるというこ
とで、ただ、これは現在、私どもがこれから検討していく部分になろうかと思いき
れども、いわゆる現在の保護条例を改正をして、先ほど言った7つの項目にプラスアル
ファで、例えば今回のこの計画にあるような形、新たな残された元町公園と新たな建物、
それらを一体的な形で考えて指定をするような項目を新たに設けるか、それとも、既存
の文化財の条例の中の7つの項目の中にそれを組み入れることができるかどうか、それ
は今後、模索をしていきたいと思います。

島元委員がおっしゃった、いわゆる文化財保護法が変わって、新たな近代公園等も取
り入れていくということでございますけれども、まだ現実的には1カ所、横浜の公園が
指定されているにすぎないということで、現時点で我々がそこに手を伸ばしていくとい
うことまではまだ検討が及んでいないのではないかという形で考えてございます。とい
うことで、私どもは将来の課題ということで、文化財保護条例並びに指定基準、それら
を今後、検討していきたいということで、現時点では文京区の指定文化財として文化財
保護審議会に諮問するということとはとどめているところでございます。

○島元委員 会長。

○西村会長 はい。どうぞ。

○島元委員 これも情報公開で得た資料ですけれども、現実に元町公園の変更に関する第
2回目の都市計画審議会の資料の中に、9月4日、文京区の文化財保護委員の先生方と
の意見交換の場があって、そこでの発言が載せられております。また、専門家という形
で、当会の会長である西村先生なんかのご意見もその中で載せられておりますけれど
も、そういう中で、既に元町公園が全国的に見て位置づけられている位置というのはきち
んと発言されて、皆さんはレクチャーも受けて、済んでいるんだと思うんです。

今の佐藤委員のご発言だと、これからの課題だとおっしゃっていますが、私どもが得た資料、これは情報公開ですぐ手に入りますけれども、これは名前がありませんから、ある委員の発言としては、文化財保護法改正の中で近代公園も近代の文化財に含まれるようになった。文化庁が出した公園の名勝規定に関する基本的な考え方の中に震災復興公園が例示されて、その中でも最も残りのいいのが元町公園である、貴重さのレベルが違うと言っているんです。単に歴史性を継承すればよいというレベルではないんだとまで言われているんです。また、区指定のレベルの文化財の問題ではなく、保存されれば、都は当然指定すると思われるし、国指定による可能性も高い。したがって、現状保存した上での文化財指定を考えるべきだと言って、まずは改定の問題です。しかも元町公園については、その歴史性の継承はあるけれども、文化財的には、文化的にはこれからなんだという皆さんの主張に対しては、1978年の『日本公園100年史』でも既にきちんと注目されている。1982年のときにも、朝日新聞に芳賀先生が投稿しているじゃないか。1985年には、文京区がそのことを承知して改修しているじゃないかとまで言われているわけです、実際には。

そういう状況を受けて、しかも2004年3月の段階でいえば、東京都が名勝指定の打診までしているわけですね。そういう状況の公園を使い勝手、暗い、そういう状況の中でほんとうにつぶす、変えてしまう、そういうことがほんとうに可能なのかどうかということなんです。この先生方の意見聴取の中では、この元町公園の存在というのは、この間、指定されてきた青森の三内丸山遺跡や吉野ヶ里遺跡は開発を中止したと。元町公園も同じレベルと言えるとまで言って評価しているわけです。それがお一人の意見かどうかという問題はまた確かにありますけれども、私どもが実際に、区の理事者が聴取した意見の中で、こういう聴取をされた先生方が特別ふだん考えておられることと違ったことを言ったとは思えない。そうしたら、こういう発言というのをほんとうにまともに受けて、私たちがそういう状況でないとするれば、一体ほんとうなのかどうなのかということ調べてこそ、初めて今度の問題の元町公園の移設、公園変更なんていう問題が議論の対象として上がってくるんじゃないでしょうか。

現実に、先ほど申し上げたような形で、従来の文京区の文化財保護条例の2条の6の名勝には値しないと書いていない。書いていないんじゃないかと、書き込まなきゃならない話なんじゃないかと思うんです。それは皆さんのところに既にいっているように、こういう文化庁の考え方が明確に載っているんです。だから、そういう定義及び指定の考

え方まで示されていることについて、これを見ようと思わないと思われても仕方がない。これが今、文京区の文化行政の水準ということになったら、これは皆さんが誤解をされることにもなるんじゃないか、我々も誤解されることになるんじゃないかと思うんです。そのことを私は言っているので、ぜひともこのことについてのご議論をもう1回していただきたい。

○佐藤委員 今、島元委員は文化財保護条例等々ということで、私ども教育委員会としての決定のお話をされましたけれども、教育委員会としての決定は区の指定基準並びにその保護条例の関係だけではなくて、私ども教育委員会としましては、いわゆるスポーツの振興、そちらも所管をしている。現在、湯島にある総合体育館は非常に老朽化している。それを一刻も早く建てかえていく。それらにつきましても私どもの範疇にあるということ。

それから、区の検討結果が元町公園の歴史性の継承という部分については一定の配慮をされている、それら総合的な観点から一定の判断をしたということで、区の保護条例なり、また指定基準だけを取り出して云々ということではなくて、もっとほかの部分も含めまして総合的な形で判断をさせていただいた。

それから、あと1点、今、文化庁の意見がありましたけれども、それらを私どもは十分知った上で判断をさせていただいている。あと、文化庁のほうにも、担当と何回かお話し合いはさせていただいてございます。文化庁のお話の中で取り入れるべきものは取り入れるよう区長部局のほうにもお願いをしているという状況でございます。

○西村会長 ありがとうございます。事務局のほういいですか。

それでは、高山委員、お願いします。

○高山委員 きょうは8時までということで、時間がもう半分過ぎたんです。今までいろいろ議論を聞いていて、手続の話でかなり時間をとられて、その後、島元委員の話でかなり。そういう意味で大事な話ですが、今回の審議会、せっかくお忙しい中を集まっていたら、みんな来ている。要するに何を話すかということ、元町公園が非常に重要な公園であるというのは間違いなくて、その中で、それは幾らでもお金とかスペースがあれば、文京区はもちろん残したいのは間違いのないと思うんです。だけど、いろいろなほかの施策との関連の中で元町公園を残すのか、ほかの施設を建てるのか、そういう利益考量でどっちがいいのかという話なんだろうと思います。そういう意味で、いろいろな委員がその点について、ざっくばらんはどう思うかという意見をここで開陳をして、

ある程度こういう方向なのかな、とかという程度、今、景観審議会でやる話じゃないかもしれないですけども、景観ということを軸に言うべきなんじゃないかなと思っていて、手続のことに終始せずに、いろいろな幅広い意見をざっくばらんにぜひ話すように、会長のほうから流れをつくっていただければと思います。

○西村会長 なるべく多くの方に発言していただきたいと思いますので、まず、ご発言があればお願いいたします。

それでは、白石委員。

○白石委員 先ほど齋藤先生から話があって、それが話のスタート地点で、それをどういうふうに皆さんで議論していくかということだと思っているんですけども、まず、元町公園として、震災復興公園として整備され、先ほど橋本委員からご発言がありましたけれども、小学校との間に柵ができたという経緯があって、もともと震災復興公園の役目というのは、もともと学校が閉鎖的だった時代に、あの大きな校庭に逃げ込むのになかなか隔たりがあるので、公園を整備して、そこから大きな校庭に流れて行って、そこに行こうというか、震災があったときに集まろうという話だったと思うんです。その中で金網を張られて何年たったのか。また、それがなぜ金網を張られざるを得なかったのか。逆に言えば金網を張ることによって、文京区が今なお震災復興公園と呼んでいますけれども、その役目が終わったのではないのか、それは違うのかということと、あと23区で最後の一つになられるということで、いろいろな学会でご発表があるみたいなんですけども、各23区ではどのような議論がされて、どうしてなくなってしまったのか、その点について、もしわかれば教えてもらえますか。

○西村会長 事務局でもしわかれば。また、もしほかに委員の方でわかれば。どうぞ。

○松田委員 土木部長なんですけれども、各区の状況を詳しく聞いているわけではございませんけれども、確かに震災復興公園は52公園で、もうほとんどない。最後は中央区だと思いましたが、現状、滑り台が残っている程度で、マンションが建っているような状況です。したがって、現在は元町公園しかあの状況を残しているものは残っていないというのがあります。

ただ、先ほど島元委員から話がありましたけれども、昭和60年に、文京区が震災復興公園ということであそこを復元的改修をしているんです。齋藤先生の文章にもありますけれども、このとき、各区はどうしたのかという話があるわけです。はっきり言って、そのとき、復興公園は新聞でかなりセンセーショナルにPRされたわけなんですけれども

も、各区が同様な形で復興をしようということは1園もなかったし、ましてや世論もそういうことは起きなかったし、あるいは学会の先生からもそういう話は一切なかった。ただ、文京区がそういう形でやったという事実だけがあのかは残ったということが震災復興公園に対する当時の、昭和60年ですから、今とは社会情勢は大分違うのかも知れませんが、震災復興公園の重要性というのは、当時はどうだったのかなというのが、私はちょっと疑問に思っています。

もう一つは、公園を管理している立場からすると、これは何度も、前回のこの席でお話しさせていただいているんですけども、非常に管理の難しい公園になってきている。近年の安心安全の世論の盛り上がりの中であの公園をどうしていくのかということで、今回、私どもが提案した中身については、その辺が払拭しているということで、これは齋藤先生の最後のほうの論文にもございますけれども、元町公園の将来像をどうしていくのか。この辺の議論は造園学会のホームページか何かでも、もうこれを議論していかなければならないという問題提起がされている程度で、要するに、まちの中にある街区公園、生活の庭として使われている公園を、こういう記念すべき公園をどんな形で維持管理していくのか、あるいは周辺の皆さんに安全に使われていくようにということが議論されていないところを見ると、これは想像の域を出ないんですけども、各区では非常に難しいという判断をして、おそらく新しいリニューアルした形の公園に整備し直したんだろうと推定できます。

以上でございます。

○西村会長 何かありますか。なぜ金網を張ったかということに関して説明を。

○川北委員 詳しいことはわかりませんが、過去に殺人事件が起こったようなことは聞いています。要するに学校の側と公園が素通しというか、何もなかったですから、そこでそういうことがあって柵ができたというような話は聞いています。

○西村会長 ほかに何か。

○野生司委員 この建物が湯島の体育館の代替としてどうしてもつくらなきゃいけないということを大前提として認めるとするならば、認めることによって都市計画公園の変更がかかっているわけですけども、今、この間、いただいたこの絵を見ても、前面だけ残して、真ん中に建物が建って、後ろに都市計画公園をつくるという形になっていますけれども、この魅力的な階段をずっと上がっていくと、ぼーんとすぐ建物の壁面にぶつかるわけです。そうするとこの階段の意味が台なしになってしまうんじゃないか。も

し仮にこういうふうに真ん中に建てるとしても、いわゆるパリの新しい凱旋門のように、真ん中に大きい巨大な広場があって、向こうの都市計画公園と一体としてつながっている。例えば前と後ろと一体としてつながるような公園の形でプロポーザルを出すとか、それから、公園が真ん中にあるんじゃなくて、むしろわきでもいいから、わきと後ろがつながって、例えばL型に公園をつくって、建物は横に寄せるとか、いろいろな形の公園のあり方があると思うんです。新しい公園と古い公園とがもう少し一体的に整備されるような、そういうことをプロポーザルのテーマに置いて、プロポーザルの委員の先生も専門家を入れてやって、ほんとうは都市計画公園としての線引きが必要なんでしょうけれども、むしろ線引きは後回しにして、建築と公園とがうまく一体になった案ができたときに、この部分を改めて都市公園に指定するとか、今から線引きして、土木は土木で公園をつくりなさい、建築は建築で建物をつくりなさいというのではなくて、その境界のところが一番大事だと思うんです。それを一体で提案のプロポーザルをするようにはできないんでしょうか。

○西村会長 そういうご意見だということですね。ですから、線引きの都市計画決定はプロポーザルを見た後でやるべきではないかと。ありがとうございます。

ほかに何か。大野委員。

○大野委員 すいません。前回、出られなかったので、ちょっと見当違いな意見を申し上げるかもしれませんが、個人的な意見としては、総論的には、齋藤先生、きょう、ご説明いただきました資料に書かれています、今の時点ではいいとも悪いとも言えないというのが私の個人的な感想です。

きょう、区のほうから資料を出されました都市計画公園の変更の経緯、これは18年2月1日からの経緯が出ていますけれども、おそらく前回の審議会の資料で配られました資料5の基本的な考え方にも、基本方針において一体的整備により、公園機能、防災機能をより向上させているというような位置づけがもうなされているということで、おそらく区としては淡々と手続を進めてきているというご認識があるんだと思いますけれども、齋藤先生の資料の一番最後のほうにも書かれていますけれども、これだけ関心も高まっていますし、いろいろな文化的、景観的価値という観点からも、早期に結論はちよっと出しにくいんじゃないかなという気が私自身もしています。

資料5の審議だけをお願いしますという形で仮に意見を申し上げられるのであれば、歴史性の話は先ほど齋藤先生もおっしゃっていましたが、こういう形で歴史性が

継承されるとはちょっと個人的には思いにくいです。今、野生司委員がおっしゃったようなやり方ももちろんあると思いますけれども、これで歴史が継承されるというのはちょっと納得しがたいところが個人的にはあります。

あと、防災性能という話ですけれども、確かに傾斜のところから平地に公園が移ればアクセスしやすくなるということはありますけれども、そもそも神田川にも外堀公園にも近いということもありますので、別に今の位置が地形的な制約はありますけれども、今の位置より上に上がったからといって悪くはなりませんけれども、確実によくなるというような感じも、ちょっとこの資料だけでは印象としては受けにくいというところがありますので、これそのものでご審議をと言われますと、ちょっとまだ納得できないという気持ちがすごく強くございます。

ですから、齋藤先生のご意見にほぼ同じなんですけれども、個人的には都計審あるいは景観審、文化財審議会のそれぞれの委員から、例えば元町公園の今後のあり方というような特別な検討をする場を設けるとか、そういうふうにしないと多分、景観審とか、ばらばらに意見を出しても、都計審も判断をしにくいのかなという印象もありますので、そういう形で別途、じっくり時間をかけて取り組んでいくというご決断を区のほうにさせていただきたいというのが個人的な意見です。

以上です。

○西村会長 新たに特別な委員会の場をつくって議論をすべきである。ありがとうございます。

ほかに何か。どうぞ、田中委員。

○田中委員 先ほどプロポーザルをかけるときにさまざまな工夫があるだろうということだったんです。その大前提というのが体育館が喫緊の課題であるというようなことだったんですけれども、確かに老朽化はしてきているかもしれませんが、残念ながら、体育館を移すことについての説明会であるとか、区民の合意であるとか、私は、それはまだきちんと形成されていないと思います。

それから、さっきの島元委員のお話と同じようなんですけれども、名勝でないといって切り捨ててしまうということはどうかと思います。学術的価値も高いわけですから、いろいろな検討を、歴史的継承とおっしゃるけれども、「文化財的」という言葉を区は一切使わないんですね。それは、そういう言葉を使いたくないんだろうと思うんですけれども、そこはきちんと真剣に検討していただきたい。

きょう、さっき教育委員会での議事録というのを島元さんがお読みになったんですけども、たまたま私もきのう、手に入れました。というのは、きのう、出たんです。きのうの教育委員会で、前回の教育委員会の会議録としてそれが示されたわけです。私はこれもほんとうは資料として要求したいと思います。というのは、これを前回、原口さんはかなり早口で、口頭でおっしゃっただけだったので、そのときに議論ができなかったんですけども、私は景観だけを話すのではなくて、あらゆることが元町公園に関しては関係してくるので、登録文化財としての保存の可能性について今後検討するとあるけど、登録文化財というのは、結局は登録文化財にしても、その後は勝手にどうでもできるんじゃないだろうかという不安があったり、それから、文化庁との、これは3つの条件が提示されていますということなんですか。文化庁との意見交換につきましてはとということをお書きになっていて、学校についても壁面などの保存活用の工夫をしてください。それから、前面の左右対称性を可能な限り維持してくださいとか、地割に配慮する工夫をしてくださいというようなことが言われているというようなことが書いてあるんですけども、これも、これを読まないとわからないことであって、じゃ、実際にきょう出されたA3のものを見ていきますと、例えば区域AとBの左右対称性の構成をということが書いてあるんですけども、7の図を見ますと高さが全然違っているように見えますね。

○西村会長 7ページ。

○田中委員 ありますよね。

○西村会長 右と左と。

○田中委員 それから、小学校の壁面を保存しなさいとおっしゃっても、これは皆さんご存じかどうかわかりませんが、来年度の予算に元町小学校解体費として既に1億円が計上されている。だって、都市計画審議会は、答申も出さなければ、まだ議論がきちんとなされていないのに、どうして解体費1億円を予算に組み込むことができるんだろうか。私はそういうことからして考えても、とにかく結論を早く出せということをおっしゃっているだけで、ほんとうにきちんとした文化財的価値であるとか、それから体育館の利用者の方の合意であるとか、地元の区民の意見であるとか、そういうことが非常に疎かにされているのではないかと思います。

ですから、私もとにかく、きょう、このA3の図面を見て議論とおっしゃったけれども、左右の対称性であるとか、さっき何だかわからない、ぼーっと上に、イメージ図で

したっけ、出されましたね。これだって一体、高さはこの間から10メートルとおっしゃっているんですけども、容積率が500%だから10メートルとおっしゃっているのか。でも、総合設計したらどうなるんだろうか。それから、前回、多々良委員も知りたいとおっしゃったように、日影の問題がどうなるのであろうかとか、そういう資料は全く出てきていないわけですから、私はとてもこの状態では議論することができません。とにかくさっき申し上げたように、元町小学校を解体するという予算を先につけて物事だけ早く進めようという態度は、ちょっと区民からあらぬ誤解なり曲解を招く、軽々に議論すればそういうことになるのではないかなと思います。

○西村会長 はい。どうぞ。

○徳田幹事 すいません。ちょっと予算のことなので。私ども行政としては、区の計画に基づいて、当然、新年度の当初予算案に、考えられるものについては計上いたします。この後、区議会の予算の委員会で審議され、区議会の議決を得て初めて予算になります。ですから、私どもが今つくっているのは予算案ということで、考えられる施策、その点で予算化するのは我々としては当然のことと考えていますので、その辺は誤解ないようにお願いします。

○西村会長 どうぞ。

○田中委員 もちろんそれは承知しております。でも、都市計画審議会だって答申を出していない、さっきも申し上げたように、いろいろなことが前提がきちんとそろっていない。そうしたら、補正予算を組むなり何なりということは幾らでもできるはずではないですか、当初予算から計上しなくてもと区民は思うと思う。

○徳田幹事 補正予算の場合には、緊急性とか、その他いろいろ条件がございます。私どもはとにかく当初予算に乗せられるものについては、これは1年間の予算ですので、これを示すのが我々の仕事と考えていますので、今回、元町小学校の解体経費を計上いたしました。

○西村会長 そういう だということですね。はい。

それでは、白石委員。

○白石委員 行政の動き等もあるんでしょうけれども、要は先ほどから歴史的継承という部分で、きっと都計審の会長さんは私たちに投げかけてきたのかなと思ったんですけども、景観審議会では結構、歴史的継承という部分では、あまり本来は審議されないのかなと思って、きょう配っていただいた都市計画変更の経緯というところで、各委員の

方々、いろいろなご意見を言っていますけれども、文化財審議委員との意見交換等々もありという中で、行政のほうも文化庁と話をされ、今回のこの5ページ目の図案を持ってこられてきたんだと思うんです。

先ほど質問したのは、歴史的継承の部分で言えば、何をもって歴史的継承なのかと。公園のスタンスがこの景観審議会での前、議論しました、景観賞を決めるときに、私はちょっと言わせてもらったんですけれども、いわゆる公園の形が元町公園で景観賞として認定していただきたいという区民のご意見もありましたけれども、礪川公園、大塚公園にもあるという行政的な建物、つくりものの中でそれを審査するとなれば、ほかのものも認定してあげなきゃいけませんねというようなことで、歴史的継承部分で、ほんとうに継承していかなければならない部分は何かなのかというのは非常に深いところだと思うんです。深いところですね、めちゃめちゃ。それは今後、行政側がおっしゃっているのは、継承的な部分ではすべて含んだ中での5ページ目の提案だと思っているんですけれども、そうじゃないのか。それともそうじゃないんだというのか。その辺は行政側はどうなんでしょう、提案側として。

○西村会長 どうぞ。

○神野幹事 元町公園の歴史性の継承につきましては、庁内の検討会で検討いたしました。考え方をまとめまして、専門家からのご意見、現況調査、報告書の内容を踏まえて、今回のA3の図面になるんですけれども、南側正面の中央階段周辺及び西広場からなる区域Aの部分はカスケード、アーチ、壁泉など創建時からある主要施設が集中しており、正面からすぐれた景観を生み出している区域であると考えております。

東側広場のある区域Bは路床は改修時に設置されたものであるなど、創建時からと考えられる主要施設は区域Aほど多くはないけれども、正面の階段を軸として、区域Aと左右対称の構成により整備されている区域であると考えております。

自由広場のある公園の東側は、創建時は小学校との間に仕切りは設けず、小学校校庭と一体的に活用しようとした意図がうかがえるが、現在はフェンスで仕切られており、小学校が閉校されているため、その機能がないということで、これらを踏まえて区域Aについては現状のまま保存する、区域Bについては再整備を行うけれども、整備後は現状に近い形態に復帰させると考え方を整理したところでございます。

○西村会長 はい。どうぞ。

○白石委員 そうすると、震災復興小公園としての役目は終えながら、行政が整備された

残った公園の形がカスケード等とありますけれども、それについて、歴史的な重要なものであるという認識で、今回の計画でAとBというところに残されたんですか。

○神野幹事 元町公園の非常に特徴的な部分が正面にあらわれているということで、元町公園の歴史性を継承するためには重要な部分ということで、この保存の考え方を整理したということでございます。

○西村会長 いいですか。はい。それでは。

○鳥越委員 今問題になっている歴史的継承なんですけど、非常に今のご説明は、ああ、そういうふうに、普通は歴史的継承というのを今の現場の役所ではとらえているのかと思って非常にわかりやすいというか、逆に皮肉というか、つまり、私の立場としては、実は形のデザインとか、そういうことではないことを常に考えているので、どうしても残念。それで結局、形の裏の精神というか、形の裏にイメージしている思いだとか、もっと言えば、先ほどの委員もおっしゃったように、階段も幅がそんなにないわけだから、ほんとうにどれだけ大量の人がばーっと後ろに走り込めるかとか思うと、難しいところもありますけど、形としてだけ階段があるとか、カスケードだとか、そういう問題では全くなく、それはずっとこの委員会で表彰とかで歴史的継承と言っているとき、もっとほんとうに街区の人々の毎日の掃除をするだとか、この石垣に込められた思いとか、そこを守ってきたものというもっと大きなレベルでの歴史的継承というものがあるということは、この景観審議会でもいつも確認していたことだと思うんです。

でも、担当の方がそうおっしゃるのはよくわかるので、別に個人的におかしいと言っているわけではないんですけれど、そういうレベルで言うことで、ほんとうの都市景観ということでは成り立たないということはだれもがわかっていることだと思います。だから、理由を言うと、どうしてもそういうふうに言わざるを得ないのだなという感じがしまして、それをあえて非常に大きな問題なので簡単には言えないかもしれませんが、今ずっと聞いていて思いましたのは、すごく前回の委員会よりも、ここにどれだけすごいことが込められていたのか、この公園に。ということがよく少し深くわかったような気がしました。

だから、震災という一つの大きな都市の出来事があって、そこで小学校もあり、そこで文京区として一生懸命考えてつくったことで、ある種、それがまたおもしろい。すごくおもしろいなんて言うてはいけないのでしょうけれども、金網のこともよく今、何となくわかりましたし、そこでそういう全部、そこをめぐるいろいろな物語というのかな、

そういうものも全部、すごく大事な文京区の資産なんだと思います。

また、今、先ほど憶測ですがとおっしゃいましたが、ほかではそういうものが23区という、体育館が移る、移らないというのは文京区の中での費用と便利、益があるかというところのバランスをいろいろと考えていらっしゃるんだらうけれど、震災公園という話になったときに、すぐ23区とかという話に、スケールが大きくなりますね。そういうレベルの中でもすごく今、貴重なんだということがよくわかり、それでまた、忘れられて、長年、今、ずっと震災がリアルなものでなくなっていたので忘れられたけれど、今は非常に大きな問題でもありますね。

だから、今私たちが考えなければいけないのは、あのままではきっといろいろな問題があるのだということは考えられるので、あの元町公園の持っているいろいろな記録、継承すべきものと形にもそれが集約されている部分と地形その他全部を含めて、計画ありきではいけないにしても、前回の委員会の最後のほうでもちょっと話になったような、この景観審議会と都計審と一緒にコミュニケーションを持ってきているところでなければできない、非常にポジティブな、いい事例になるように持っていきけるような形で皆さんずっと気にしていらした、このきょうの会をうまく次に進められるようにするといいんだらうなと思い、さっきの具体的な案に、あまり走るといけないのかもしれませんが、そういった、あそこに求められている形が氷山の一角だとすれば、そこにどんな人々の思いがあるのか、そういうことをもし引き継ぐのであれば考えながら、いい形で持っていけないかなと。ほんとうにそのことをあそこの地域だけでの意匠的なもので継承と言っているんだとすれば、全然それはそのレベルで皆さん気にしている問題ではないんだということを申し上げたいと思います。

○西村会長 はい。それでは柳澤委員。その後、多々良委員。

○柳澤委員 公園の歴史的な価値とか何かという話がありますけれども、私は本郷五丁目に住んでいて、あのあたりは小さいころからよく歩いているんです。昔は、順天堂から続く大きなビルなんかもなく、随分まちの様子がさま変わりしたなという感じを受けています。

外堀通りから1本入ったところで、あその場所というのは、ほかに今、それほど大きな建物というのはないですね。あそこにこの前、10階前後でなければ採算はとれないでしょうというお話がありましたけれども、10階建てのビルが建つというのにすごく違和感を感じるんです。公園とか何かは全く別として、あそこに10階建てがばーん

と建っているというイメージ自体が私としては景観として変だなという気がするんです。しかも民間の土地に民間が建てるんだったら仕方ないかなと思うんですけども、何も文京区のところにわざわざ建てなくてもいいのかなと、ほんとうに素朴な感覚として、そういうふうに思います。

○西村会長 ありがとうございます。

それでは、多々良委員、お願いします。

○多々良委員 少し、5つか6つぐらいちょっと質問があるんですが、よろしいでしょうか。まず、体育館が移設されるということを前提としてお話しされているようですが、どの程度の緊急性があるのかということをおはどもまだ全然伺っていないので、それを伺いたいこと。

そして、次に、この場所でなければどうしてもいけないのか。何かほかに候補地は考えられないのかということが2つ目。

それから、3つ目、現在、先ほど暗いとかとおっしゃった橋本委員、こちらでは金網が張られた理由が人が殺されたとか、何かちょっと暗いイメージがあるんですが、現在の利用者の状況、利用者層とか、利用状況、公園としての状況がどんな状況なのかということ。この真ん中に建物が建って、向こう側にまた新しい公園ができるという今、この案ですけれども、じゃ、今の状況から新しい公園をつくっていこうというコンセプトはどこにあられるのか。文京区の公園としてのコンセプトはどこに、ここでつくっていこうという公園のコンセプト。そして、その利用者層はどのように変えていこうというのか、あるいは今のままで行こうというのか。その辺のことです。

それと、先ほどちょっとおっしゃっておられましたが、公園の土木の関係の方が、公園の管理が非常に難しくなっている。その難しいという理由はちょっと私、安全性の問題なのか、物理的な管理の植え込みとか、建物とか、そういうもののことで難しいとおっしゃっておられるのか、予算上、とても難しいとおっしゃっておられるのか、その辺はよくわからないんですけども、今度、新しくした場合に、それらの問題がどの程度解消されるという費用対効果はどのように見積もっておられるのかということ。

それと、さっき野生司委員が言っておられたように、ここ全体を今こういうデザイン、アイデアが出ていますけれども、文化財の保護とか、いろいろな見解から見ても、きれいだけでは、ここでそれぞれの報告をされた後、説明会とかされた後、どのようなことが議論になったのかというのは、私には全然見えないんですけども、そういったこと

を踏まえた上で、トータルにもう少し、ほかのデザイン、いろいろなデザインを考えられるコンペとか、そういった機会は与えられないのか。それほど緊急性で、もうここでしかだめだと、緊急性の問題に、最初に戻ってくるんですけども、その辺の関連性とかというのをちょっと長くて申しわけないんですが、質問させていただければと。

○西村会長 どうぞ。

○徳田幹事 それでは、体育館のお話が出ましたので、私のほうから。まず、体育館については、昭和42年9月にオープンしています。築40年です。老朽化がかなり著しいのは現地を見ればおわかりだと思います。

それから、もう一つ、区有建築物の耐震診断というのを行いました。いわゆる地震に対してどう強いかという話です。この関係で、プールとアリーナと、実は建物はプール棟とアリーナ棟があって、それをつなぐような形で分れているんですけども、プール棟とアリーナ棟について、かなり耐震診断結果がよくない。早急な建て替えが必要であると私ども区は判断したということでございます。

現在の場所でなぜ建たないのか。これについても、私どもは十分検討したんですが、東京都の建築安全条例という条例がございます。これは、要するに前面道路、その建物の前の道路の幅で何を建てていいか、悪いかということを決めている条例なんですが、体育館の場合には最低6メートルという幅がございます。現在の体育館なんですけれども、四方について申し上げますと、北側が5.0メートル、西側が4.6メートル、東側が4.9メートル、南側が実はがけ上になっていまして、二項道路になっています。二項道路が半分で、その上は実はがけと平坦なところが重なっている感じがしまして、二項道路ですので、当然4メートルに達していないということがおわかりだと思います。

こうした条例に対して現在の建物がいわゆる既存不適格に当たります。したがって、建て替えの際には、不特定多数の人間が集まる体育館である以上、現在地での建て替えは困難であるということから、区としては、この体育館について、どこに移設するかについての検討を行い、現在、区有地として持っております元町を選択したというのが体育館の関係でございます。

○西村会長 ほかの。はい。どうぞ。

○篠原幹事 ご質問の利用状況ということでございますけれども、元町公園の利用状況につきましては、月によって違いがありますし、定点ではないので、そのとき、連絡員の方が行ったときの人数ということで、一定の条件はつきますけれども、400人前後と

ということで、1日にすると10人から15人なんです。かつてこちらの景観審議会で新江戸川公園の利用人数は何人かということをお聞かせされたときに、1日30人ということで、それはとても少ないですねという人数よりは下回っているというのが利用状況です。

それから、新公園のコンセプトとか、利用者層はというお話でございますけれども、現在、公園につきましては、全面改修をするときは地元の区民の方々とか、町会等関係の方に入っていていただいて検討会を立ち上げて、公園の改修についての設計の案を出していただくということをやっております。ですから、こちらの公園についても区民の方々のご意見をいただいて公園の設計をやっていくようになると思いますけれども、私どもといたしましては、ぜひとも現在、区民の方々が多く望んでいらっしゃる防災に強い公園、安全な公園、見通しのきく公園にしたいと思っております。

公園のことではそういうことだったでしょうか。

○西村会長 管理の難しさ。

○篠原幹事 管理は、経費とか、そういうことではなくて、段差があることが今、いいということで、段差については、公園というのはいろいろな地形のところ、いろいろな形で実は設計をしております。ですから、地形が丘陵面であれば丘陵面を生かして、平坦地であれば、例えばフランス式のような公園をつくるとか、もしくは昔からの新江戸川公園みたいに武家屋敷からの遺贈であれば、その特徴を生かしてという形で、地形に合った公園をつくるというのが基本でございますので、あそこもそういう形で作ったものですが、昭和5年のときには、まだ死角ということ、見通せないということについてはそれほどの危機感はなかったと思うんです。それは先ほど区民の方が周りの目が非常にあったということもあります。

しかし、現在はちょうどデザイン上すぐれているところが死角になって、そこが見通せない。ホームレスの人も実はそこにおいて、人が通らないから、そこに住み着くというようなことになっているんですけれども、そういうことを抱えているという意味では、管理上、非常に問題、課題が多いと思っております。

あとはバリアフリーという点では、バリアフリー化ということをお公園の整備の中でやっておりますけれども、元町公園につきましては一部、バリアフリー化はしておりますけれども、その階段上のところは、ちょっと正面のほうはバリアフリー化はほぼ難しいということで、そういう点でも課題を抱えている。管理上、そういうことが問題になっているということでございます。

○**松田委員** 新しい公園のコンセプト、今、みどり公園課長から説明したとおりなのでございますけれども、さっき鳥越先生から、形だけじゃなくて、考え方もきちんと継承すべきじゃないかというご発言がちょっとあったように、私は思うんです。今回も、いわゆる体育館をあそこに持ってくる。体育館に人が集まる公共施設と公園を一体に整備して、そこに人が集まる場所をつくっておく。あるいは防災、いろいろな災害が発生したときに、そういった施設と広場と一体的に利用できて、避難とか、何かに大きな貢献ができるだろう。こういう震災復興公園のコンセプトは今回の私どもの計画で十分生かされていくのかなと私どもは考えてございます。

○**鳥越委員** そういう部分を伺うととてもうれしいなと思うんですけれど、ただ、そうであれば、なぜもともとの元町公園のよさというのは後ろの小学校との一体化、それこそ見える、見えないという見通しは悪い、公園の中だけだと今の問題があるというのはよくわかるようになりましたけれど、地形の、土地としての利用の仕方としては、今は金網になっているかもしれません。もともとそこがオープンで、通りがいい。そのことがむしろ基本のコンセプトであって、さっき意匠は関係ないと言ったわけではないんですけど、意匠だけが公園の課題の軽重でいえば、むしろ後ろと一体化し、まさに避難できるとか、そういう考えの部分が基本の部分なんだということです。

そういう意味では、野生司委員がおっしゃったように、そこにブロックされるような形でばーんと建ってしまっって、分断化されたような土地利用をすること自体がその最初の土地の公園と後ろの避難とか、オープンになっているところのつながりとして、ランドスケープの基本の動線として、見た目の通りということを考えてときに、むしろかえって違うコンセプトになっている部分もある。だから、細かいところで見ると、さっきおっしゃったように、今、管理上、ちょっと目が行き届かなくて、ホームレスの人が使ってしまうレベルの見通しの悪さのレベルと、もっと大きなレベルでの土地利用の話と、いっぱいありますね。だから、そこら辺を考えたときに、大きなスケールでまず考えたときにはちょっと逆になっている部分があるんじゃないですかということをおっしゃったわけで、細かくなっていったら、今のものがただ体育館をどうこうするという問題だけではなくて、伺ってきてわかったのは、今の元町公園もせっかくいい歴史があるのに、ある種、ちょっと忘れられているという部分とか、人が来るから利用されているのは来る人の数ではないとこの間も私は言ったつもりなんですけれど、でも、こういう事情になって、今、光がまた当たって、みんながだんだんと大事だったんだと気づいてきてい

ますね。それは今のものをもっと、今の公園が持っている問題点も多々あることはよくわかってきていますので、それをよりよくするというニーズもあって、それと偶然、体育館の話もあって、区としてはそれをうまくあわせて計画にしたんだということもわかるので、そここのところ、じゃ、ほんとの大きなところの景観で見たときには、皆さん何人かおっしゃったような、ちょっとブロックし過ぎなんじゃないか、分断し過ぎじゃないか、みたいなこともある。あとのところは、ちょっとこの委員会で体育館のことがどこまでというのは非常に難しいことだと思うので、景観だけで考えても、そういう大きな問題がありますということを書いていたつもりなんです。

○西村会長 どうぞ。

○小野幹事 最後の質問で、全体でのデザインが考えられないかというところですが、北側の公園も含めてということでのデザインということなんですが、実はこれ、手続の問題が非常に大きくかかわってくる問題になっております。今回の手続の進め方は、都市計画変更にあたっては、都知事の同意というのが法的に必要なものですが、今回はこういう形で公園を変更するという点において、知事の同意を得るということがまず先行する形で手続を進めております。ですから、まず、公園をこういう形に変えますということで知事同意をとって、それで都市計画審議会にかけてご判断をいただくという流れで今、来ています。

もしこれを全体で考えるということになった場合には、公園が最初からどこになるというのはわからないわけです。その中で建物の配置が決まって、最終的には都市計画公園はここにしよう。前と形が変われば、それは都市計画公園の変更になるわけで、その時点で、今度、東京都と協議が始まるわけです。東京都との協議が始まったときに、無条件で東京都はオーケーとは言わないわけです。いろいろな条件を考慮していく中で、ほんとうにそれで都市計画公園に同意するのに適切かどうかという判断を東京都がしてくる。もしだめであれば、もう1回、こちらへ戻ってくる。場合によっては、行ったり来たりの方が続くということが可能性としては考えられるわけです。ですから、どちらでやるとスムーズに行くということでは必ずしもないのかなと。

現在は、東京都の知事同意が先行する形で手続を進めさせていただいている、そういう状況でございます。

○西村会長 ほかにありますか。

それでは、島元委員、その後、白石委員の順でお願いします。

○**島元委員** 先ほどから発言を、一番初めに発言をさせてもらいましたから、それほど変わった意見じゃないんですけども、少なくとも、今、理事者から出されている資料の中身で、景観審議会で議論して結論を出しなさいというには資料不足であるということは非常に明確で、これ以上の議論はなかなか難しいというのが僕の結論です、一つは。

その際、どうしても文京区が一番求められている文化財についての価値をどうやって検証するのか。東京都も文化財の価値については文京区自身のみずから調べて、そしてみずから評価するという姿勢でなければ自分のものになりませんと言っているはずなんです。文化庁も、この公園をしっかりと残していけということをできればやってほしいというのを何回も言っているはずなんです。僕らも何回も意見を伺う機会がありますから。そういう点をあえてこの形にしていく、これで行くんだというところに問題の建て方の無理があると思いますので、私は一番最初に、齋藤先生が出されたご意見もそうですけれども、ほんとうにみんなで話し合う場というのをきちんとつくっていく、焦らないというところでしっかりやっていく必要があると思います。

○**白石委員** 私はさっきから歴史的継承ということでいろいろ聞かせさせていただいてきたんですけども、都計審の委員長さんがこの図面を出してきて、私たちに意見を聞きたいということであるのであれば、私はその歴史的継承というのは公園部分だけではなくて、それは行政が検証した中で重要なものだということでここに残されたというのであると思うんです。

鳥越委員のご発言どおり、震災復興公園としての役割というのは、そういう震災があった後のときに、その時代背景の中で学校に多く入るためにどうしたらいいのかという形の考えがあったんでしょうから、それを残す意味では、もしこの図面が生きるのであれば、野生司先生がおっしゃったように、アーチがあって、元町公園から少し向こうの公園が見渡せるような形ができるんだしたら、それが継承されるものなのかなと思いました。

また、ただ、先ほどから震災復興公園というのは昭和60年に土木課が再整備をされて、震災復興公園ということでやられたということですけども、金網を張ったのはその前だと思うんです。だから、その前の時点で張られて、震災復興公園の役目というのは、僕が子供のころに行ったときにはもう金網が張られたと思うんです。入れなかったんだと思うんです。だから、その辺のことの継承という部分から考えると昭和60年の文京区の判断されたやり方はちょっと違ったのかなとも思いますし、その辺の議論はど

うなかわからないんですけども、いずれにせよ、先ほど都知事の許可をもらって、この図面でやるのであれば、歴史的継承はそういう形で逃げ込めるような学校づくりという中では、元町公園の公園部分を残すのであれば、そこは見渡せる奥の公園というのが継承なのかなと思いますし、ラインが変えられるのであれば、それは新たな景観審議会としてはまたいろいろなご意見が出せるのかなと思います。

○西村会長 いかがでしょうか。高山委員。

○高山委員 時間が過ぎていて恐縮ですが、手短かに言わせていただきます。先ほど私も鳥越委員からいろいろあったとおり、同じかと思いますが、まず大前提として、あそこに建物を建てるのか、建てないのかといった話があって、そこは景観審議会でのこの話じゃないので、野生司委員の言ったとおり、その前提に立つのであれば、建物を建てるのであれば、先ほど鳥越委員がおっしゃったとおり、歴史的なもの、時代背景、いろいろな深いもの、いろいろな要素がこれだ、これだと思うんです。そういったことを景観審議会なりでまとめて、その上でそれを継承した、先ほどの野生司委員のおっしゃった、例えばアーチ型にするとか、そこはガラスになって見えるようにして一体性が見られるようにするとか、そういったいろいろなコンペをして、新しい公園の形なり、体育館の形なりを模索するということがいいのかなと思います。非常に歴史的価値のある建物で、文化的なものもあるんでしょから、私は素人ですけども、おそらく建築家の皆さんにとっては、そういったものを継承してさらに新しいものを建てるというのは非常にチャレンジングで、やりがいのある仕事なんだろうと思います。そういった意味でコンペなりをして、いいものをつくっていく。歴史的建物を見ても、何も建てたときそのままというものじゃなくて、いろいろな増改築を繰り返していい形になっている建物はもちろん世界にも東京にもありますので、そういったものを目指していくのがいいのかなと思っております。

以上です。

○西村会長 ほかに何か。

○齋藤委員 このように、手続論を度外視すれば、それぞれの意見が出て全然まとまらないわけです。だからこそ手続をちゃんとやりましょうということを言っているわけなんですけれども、それすら実は決まらない。こんなに混迷を深めているのに、どうして景観審議会として何か物を申すことができるか。言えるとすれば、これだけ混迷しているから、ちょっと待てということぐらいしかできないのではないかというのが一つ。

それから、体育館の移築の緊急性のことがありましたけれども、耐震性能については耐震補強という別の方法もある。それから既存不適格とおっしゃったけど、たかだか1メートルか1.5メートル、セットバックして道路認定すれば済むことでもあるからね。そんなことは基本的に理由にならないわけです。工夫しようと思えば幾らでもできることを、最初から移築すると決めてかかっているから工夫も出ないわけです。

この辺から含めて考えて、文京区の全体像をどうするかということもかかわってくるわけです。景観審議会というのは多分そういうことに関して言う話であって、元町公園というのはその中の一つの重要なポイントではあるわけです。これがないがしろにされれば、景観審議会の存在意義が問われるわけなんです。その辺のところをきちんと押さえておかないと、出たところ勝負で物を言って、声が大きい人が議事録に強く残るとか、そんな話になりかねないわけです。我々は一体何をやっているんだろうと私は思うんです。

だから、今回で收拾つかないわけですから、これはもう1回やる。あるいはもう1回以上やるということにさせていただかないとどうしようもないんじゃないか。

そして、もう一つは、やり方について、どうやるかということをちゃんと決めましょう。そうやらないと、いつもみんながいろいろなことを言って收拾つかないで終わって、審議会としては何もまとまった答弁ができない、お話ができないということになってしまう。そう思います。

○西村会長 ありがとうございます。手続の話と、それから、今ご指摘のあった体育館の建てかえの安全条例をうまくクリアするような工夫はないのかという点に関して何かありますか。

○小野幹事 今、セットバックすればというお話があったんですが、昔はそういうやり方でも、場合によっては可能性はあったのかもしれないんですが、最近、建築審査会で部分的にセットバックした、蛇玉の確認申請というのは負ける傾向にあるんです。ですから、行政庁もそういった、蛇玉で認めるような方向には今、なっていないと思うんです。ですから、道路としては、例えば6メートル必要であれば、6メートル以上の幹線道路まで6メートルでずっと引っ張ってくるというような形にしておかないと安全条例の6メートルをクリアするという形にはならない。いざという場合に、建築審査会に持ち込まれたときに負ける可能性が多分にあるという状況だと認識しています。

○西村会長 昔はそういうこともなかったですね。ただ、ここでどれぐらいそれをやるか、

行政が意思を持ってやるかというのはまた別の問題かもしれないです。

○大野委員 今のご説明はよくわかりますけれども、私、個人的な意見としては、幹線道路まで6メートルで広げることをチャレンジするというのが出発点のような気がいたします。というのと、あと、今、事務局からご説明ありましたが、東京都の同意というのは手続上必要だと思いますが、基礎自治体としての区としては、区民がこれだけ要望しているんだという材料を持って東京都の同意をとりに行くという姿勢に、個人的には長い目で見るとなっていたいただきたいとも思います。

以上です。

○西村会長 東京都の同意の問題は私も意見があるんですが、それは東京都が要求しているもののようで、ほんとうは東京都がそういう発想でいろいろな審議会の前に、いろいろな同意を要求するというのは全体からすると本末転倒だと思うんです。こういう機会に、今、大野委員がおっしゃったように、基礎自治体なんだから、基礎自治体として決めたものをベースに東京都との同意ができるような仕組みにぜひ変えていただきたいと思います。そうしないと、この問題、そのところが引っかかっているものだから、先に進まないという問題があるわけです。ありがとうございます。

ほかに何か。いいですか、皆さん。

では、少し、私、今お伺いしていると、全体としてももちろんまとまった意見というのはないわけですが、幾つか非常に大きな論点が出てきたと思います。一つは、手続的にもう少しきちんとした形で議論をする必要があるのではないかという声が強くて、今の段階で決めるというのは、情報の面でも議論の深みの面でも、それから区民参加という面でも時期尚早じゃないかという意見がかなりの部分ある。そして、また、提案としては何らか特別なこれを議論するような組織をつくって、委員会をつくって時間をかけるべきではないかというご意見もあったということであります。

まずは、その手続のところ非常に大きな問題があるというのが1点であります。

それから、中身に入ったところではいろいろな意見があるわけですが、一つは、公園と小学校との一体性というのが非常に重要ではないか。それをどういう形で表現するかというようなことを工夫をしてほしいということは何人かの委員の方が言われました。また、公園としての文化財的な価値があるのではないか、その議論を抜きではなかなか議論として、こちら側としても評価しにくいので、文化財的な価値についてきちんとした議論を詰めてほしいという意見がありました。

また、具体的に、もしここに何らか建てないといけないということであるとすると、コンペやプロポーザルの中に先ほどのようないろいろな条件をつけて議論をすることによって工夫ができるのではないかというご意見が複数の委員の方からありました。

また、できれば先ほどの線引きの話ですけれども、線引きもコンペやプロポーザルの後で変えられるような、つまりプロポーザルの完全な前提としないようなことができれば、もう少し柔軟な答えが探せるのではないかというご意見が複数の方からあったと思います。

私も最後に少し言わせてほしいんですけど、本来的には、もし景観の話を議論するとすれば、一つは、先ほど齋藤委員もおっしゃったように、非常に大きな区全体としての景観の問題もあるわけなんです。ですから、その問題を何らか議論するとすれば非常に大きな問題になってくるわけで、その問題を抜きに、非常に細かいところだけでやるということはなかなか難しいのではないかと。

それと、とはいえ、ここで今求められているのは、都市計画審議会から、このプロジェクトに関してどう考えるのかということ直接的には問われているので、我々としては都市計画審議会に対してどう考えるのかということ返すというのが役割としてあるということ前提として考えますと、何らかの判断する材料が必要である。そして、そのときに、私は前回に何らかの形で周辺からどういうふうに見えるのかということいろいろ議論をしてほしいと。議論のための材料を提供してほしいということで、イメージ写真が1点、出てきたわけですが、これはなかなか全体としてわかりにくいし、本来的には、どういう周辺から重要な視点場があって、その視点場にどういう建物が建ったときにどうなるのかと。それは、おそらくは外堀通り側とその内側の住宅地側とで問題があるでしょうから、それぞれに検討する必要があるだろう。本来なら、そういうものを見ないと、全体としては直接的な都市計画審議会の意見に対して答えることは難しいのかなという気がします。

私個人的には、プロポーザルをもう少し条件を緩めてやるというご意見、個人的にはです。その中に、もちろん前回出て、今回は出てこなかったですけれども、こちら側に建てるとその裏側の日影の問題もあるわけなんです。日影をどう解決するのかというのを、公園でとるのか、建物がもっと向こうに行ってしまったら、今度は住宅の側にとらないといけないわけで、住宅に被害が及ぶ。ですから、どの辺でうまく解決するのかとか、本来的には、地下の中にどれぐらいまで埋めてどれぐらいのボリュームまで下げられる

のかとか、向こうとこっちとつないで、例えば都市計画公園を違う形で、先ほどから出ていますように、とることによって、もっといい景観的な答えが出てくる可能性があるわけで、そういうことが今の段階で線が引かれてしまって、その線を前提として議論をしないといけないので、とれないとすると、それは非常に不幸じゃないかな。

もしそれができるのであれば、その段階でイメージ写真みたいなものは幾らでもこちらから、この地点とこの地点とこの地点から見る景観が非常に重要だから、つけてくれと言えば、それはそういうことができるでしょうし、また、都市計画変更に当たって知事同意が必要だということであれば、プロポーザルを議論する中に、東京都のそういう職員も入って、具体的にそういう公園の形があり得るのかということも議論をしてもらえれば次に進むのかなという気がするんです。ですから、その意味でいうと、おそらくイメージ写真を、区の職員の方に通常業務の中で細かいことをやれと言っても非常に難しい問題があるわけで、ある意味、プロポーザルの中でうまく民間の力を得ていければ非常にいいのかなと思うところもあります。ですから、そこも含めて考えられれば、ここに関しては一つの答えは、またこの場で議論することになるかもしれませんが、できるかもしれないと思います。

いずれにしても、全体としてまとまった統一的な議論にはならないと思いますが、ほぼ全員の委員の方がこの歴史性の継承というのは非常に重要で、その歴史性というのがこれでほんとうに守られるのかということに関してはやや不安がある。もちろん全く壊してしまうよりは努力をされているわけですし、A、Bという区域をつくってやることに関してはかなりの前進ではあると思います。ただ、これは図面を見ても、Bの地区は地盤面が高くなっているわけで、文化庁が言っていたような左右対称性というのは少しとれていないわけですね。ですから、そういうことに関して具体的にどれぐらいのことが可能なのかということは、図面を見ただけではなかなか出てこないもので、その意味では、おそらくはプロポーザルの中で強い要求事項とできれば実現してもらいたいような要求事項の中で仕分けをする中でいろいろ工夫をするということではできるのかなと思うんです。

今のは私の個人的な意見なので、先ほどの中にその一つとしてつけ加えていただきたいと思いますが、幾つかの柱が建って、その柱に関して留意してほしいということで、いろいろな意見があったということ都市計画審議会にご報告申し上げるということでもよろしいでしょうか。

- 齋藤委員 それだと、つまり何を言っているのかよくわからないんじゃないかと、私の申し上げていることで、要はまとまらないから、まとまらないだけじゃなくて、保留しろという声がちゃんと出ていますよということをお伝え願いたい。
- 西村会長 わかりました。それがちょっと落ちていましたね。まとまらないので、もう少し保留してやるべきであるという強い意見も出ていたということですのでよろしいですか。どうぞ。
- 鳥越委員 まとまらないというよりも、これはあまりよくないんじゃないかというのは共通して皆さんおっしゃっていたんじゃないかしら。今のは。
- _____ 共通してない。
- 鳥越委員 ないんですか。
- _____ 必ずしも共通してるわけではないです。
- 西村会長 そういう強い意見もあるということだと思うんです。全員が……。
- 鳥越委員 つまりばらばらでわからなかったみたいなことではなく、だから、全員とかではないかもしれませんが、この案でいくとかというのはかなり問題が多いということは、そういうことは全然ないほうがいいと言った人もいれば、つくるにしたって、このままではどうかという人もいたしということはありませんよね。
- 西村会長 このプランに関して異論が強くあり。
- 鳥越委員 いろいろな人がいろいろな、あったんじゃないかしら。
- 西村会長 わかりました。そういうふうにつけ加えて。よろしいですか。ほかに何かどうしても入れたい……。
- 齋藤委員 この絵を見て、これはおかしいとかとお思いになったり、いいじゃないかとか思われたり、いろいろあると思うんです。ということは、この絵だけでは一体何が起きているのか理解できないのです。だから、これが何を意味しているかを客観的に理解できるような資料と方法を工夫して、なるほどこうなっているのかということが理解されて、その上で初めて議論が始まると思うんです。その準備があまりにも不足しているので、ちょっとこれではどうかなというのが基本的な意見です。
- 西村会長 ありがとうございます。ただ非常に細かい図面を出せというのは、図面が決まっていなくて、ある意味非常に今難しい。前回は申し上げましたが、難しいことを要求しているところがあって、計画アセスなんです、事業アセスでなくて。景観のアセスメントですけれども、事業アセスだったら、事業者にいろいろなものを出させて、

それを設計の中でやってもらって、その中で注文をつけられるんだけど、ここは今、この辺にこのぐらいの容積のものがぼやっと建つ。そのデザインはまだわからない。ただ、かさとしてこれぐらいになるとしかわからないわけなんです。その段階で、かさとしてこれぐらいのものがここにこういう形で建って、ちょっと変わるかもしれないけれども、それでいいかどうかというのを議論しようとしているわけで、非常に今までの事業のアセスメントとはちょっと違うところがあるんです。だから、これをやる人もまだいないわけなので、まずは計画を立てている行政側でやるしかないというところもあるわけです。

ですから、今、我々が議論しようとしているのは、ある種計画のアセスメントという非常に早い段階のアセスメントに取りかかろうとしているわけなんです。ですから、その意味ではまだだれもやったことのない世界に突入しようとしていて、そのことを今回は都市計画審議会の会長がそういう形でこちらに投げてくださいったから、こういうことができたということもあるんですけども、本来的には非常に重要なプロジェクトに関しては何らかの形でこういう議論ができるような仕組みがうまくできれば、もう少し作業も前段階でできるし、後戻りをしなくても済むだろうし、都知事の同意をとる前にそんなことができるという仕組みが整っていくかもしれないわけで、その意味では、そういうことを今ここで計画段階での景観アセスをやるということの非常に初期的な努力をやり始めているわけで、その意味では確かに皆さんもご不満のある方も多と思うんですけども、こういうことをやること自体は大事なことだと思うんです。こういうことを何らかの形でいろいろなところでもう少し制度化していく。その出発点にしたいなと思っているわけです。

○川北委員 私も行政で、実はこの案に対しては、行政側として3人がかかわっています。この案で、要するに歴史性の継承とか、いろいろありましたけれども、そういうものを継承していきますというのは東京都にも言っているわけです。東京都に対して、歴史性の継承はどこだという話があったときに、それを報告書にまとめて、現状はどうなっているのかということで、これが最善。最善というか、ベストだとは思いませんけれども、今のところ、我々が考えられるところの残し方だろうと思っています。

これは要するに外堀通りから見た感じの絵でしかありませんけれども、要するに、グリーンベルト、神田川の環境軸というのがありますけれども、そこを考えながら、この前面をこういう形でつくり変えたり、残していったりするのがいいだろうということ

お示ししているわけです。ですから、先ほどの鳥越先生のお話ではないですけども、全員が全員という話になると我々の立場がなくなってしまうんです、行政側、申しわけないんですけども。我々はいいと思ってやっているわけですから。

○島元委員 いいですか。

○西村会長 そろそろ終わりたい。

○島元委員 それはないと思うんだ、そういう発言は。だから、少なくとも、今の段階でここまで出てきているけれども、結論が出せない、情報の開示の不足もあって。ですから、私どもからすれば、会長の判断も含めて引き続き景観審議会で元町公園問題については取り上げて、景観そのものについて審議をする。それで研ぎ澄まされた内容については必要なところにきちんと報告をするという形で事態のまとめをしてもらわないと、これで終わりですよという形で都計審に関わりないし問われたときに、こういう議論がありましたという形で、その後の計画はありませんというのであれば、これでことが終わってしまうと受け取られかねない話になると思うんです。ですから、その部分だけは明確にしておいてもらって、この問題については引き続きやるという議論で、その途中の経過でほんとうに報告が必要であるとすれば、先ほどのさまざまなご意見も出していただいても結構な部分もあるかもしれないけれども、扱いとしては、これで終わりですとはならないようにぜひしてもらいたいと思うんです。

○西村会長 全体として、この問題は、また事業になった段階できちんと事業としてチェックをしないといけないわけで、ずっと永遠、最後までかかわり続けていかないといけないわけなんです。ですから、終わりというのはないわけなんですね。ただ、今の段階で、きょうの会議としてはそういうことになったので、どういうタイミングで都市計画審議会が開かれるか知らないけれど、都市計画審議会では会長が景観審議会でどういう議論があったかと聞かれば、こういう議論がありましたと、その中には全く不足だとか、全く不満であるという意見も含めて報告していただくということになると思うんです。

○齋藤委員 先ほど会長がおっしゃったように、このケースは非常に珍しいケースである。大体計画が決定された後に、デザインはどうするかという話で、お化粧しましょうとか、その辺にごまかされてしまうんです。

今回は計画レベルからどうしましょうという話だから、ここに体育館を持ってくるかどうかということも含めて重大な決断を迫られているわけです。ここで誤ってしまうと、次にどんなお化粧をしても、もう大事なものを失ってしまったものは取り返しがつかない

いわけです。だから、計画段階での決定にいるんだということにあって、我々はどのような態度表明をするなり、行動をとるかということを確認して再確認するべきだと思うんです。そういう意味で、きょうの議論をこんな議論がありましたという形で都計審にお返しするというのがいいのかどうかというのはちょっとよくわからないんですけど。

○西村会長 少なくとも、この議論はこれ以上深められないし、我々は都市計画審議会ではないので、都市計画審議会と同じことをここでやれと言われても困るわけなんです。ですから、その辺のバランスの問題があって、つまり都市計画審議会で全体の計画に関して議論するとすれば、我々はそれを受けざるを得ないところがあるわけなんです。

ただ、きょうのご判断にもあるように、この問題に関して何かまとまった意見が出るという形にはなっていないというメッセージを明らかに伝えられるので、それは少なくとも、そういう形で都市計画審議会の会長さんに強い形で訴えて判断を仰ぐしかないと思うんです。

○川北委員 いずれにしても、きょう、話し合った中身、どういう形があったのかとか、その辺のことについては都計審の会長には報告しなければいけないことになって、当然、我々事務局として言われている部分がありますので、どうなったということは聞かれます。ですから、今、西村会長がまとめていただいたような形で、こういう話がありました。でも、まだこういう話が続いていますということで報告というか、都計審の会長に話をさせていただいて、あとは都計審の会長が都計審に対してどうするかという判断になるんじゃないかと思うんです。

○西村会長 ですから、きょうのご判断でも、多くの方がかなり時期尚早で、これでは決められないんじゃないかとおっしゃったわけだから、そういうことも含めて、多くの委員の方がそういうふうに答えられているということも含めて報告してもらおうということにしたいと思います。

よろしいでしょうか。ほかに何か。どうぞ。

○原口幹事 すいません。審議の意見等ではございませんが、前回の審議会の私の発言のことについて、ちょっと一言、お願いしたいと思います。よろしいですか。ちょっとこの会議とは違うんですけども。

○西村会長 何ですか。

○原口幹事 関係なくはないんですけども、先ほどの1月15日の教育委員会の報告決定のお話をしました。その中で、文化財保護審議会の中村会長は区の家について一定の

理解を示しているという発言を私のほうでしたかと思います。それにつきまして、ちょっと相互に認識のずれがありましたので、その部分については取り消しをさせていただきます。そのことだけです。すいません。

○西村会長 ほかに何か。

それでは、事務局のほうで何か事務連絡があればお願いしたいと思います。

○小野幹事 特にございません。

○西村会長 よろしいでしょうか。

それでは、これで第17回景観審議会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —

文責：都市計画部計画調整課

(この議事録は、録音テープに基づいて作成しました。)